

# 住民監査請求に基づく監査の結果

(令和3年3月29日請求分)

京都市監査委員

同

同

同

下 村

山 岸

山 添

河原林

明

行

司

朗

隆

洋

温

## 第1 請求の概要

令和3年3月29日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

### 1 請求人の数

7名

### 2 請求の要旨

(1) 令和元年10月11日、京都市は、パーソルテンプスタッフ株式会社を代表とするコンソーシアム（以下「本件コンソーシアム」という。）と、介護認定及び給付に関する業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

(2) 本件契約の契約書（以下「本件契約書」という。）によると、契約期間は、契約日の翌日から令和6年3月31日までであり、各年度の委託料は、次のとおり定められている。

令和元年度 107,196,100円

令和2年度 440,998,800円

令和3年度 440,721,600円

令和4年度 440,497,200円

令和5年度 440,959,200円

(3) 本件契約による委託料の支出は、以下のように違法又は不当なものであり、京都市民の浄財によって成り立つ市の財政に重大な損害を生じさせるものである。よって、本件契約の破棄により令和2年度分の未払分及び令和3年度分以降の委託料の支出を差し止める措置を求めるとともに、既に支出している令和元年度分及び令和2年度分の委託料の返還を求めるなどの京都市の被った損害を補填するために必要な措置を採られるよう請求をする。

ア 介護保険法の趣旨に照らし、介護認定及び給付に関する業務の民間委託自体が不当である件

(ア) 京都市が本件コンソーシアムに委託した介護認定及び給付に関する業務（以下「本件業務」という。）には、行政処分の内容に大きく影響のある業務が含まれているため、民間委託自体が不適切であり不当である。その一つに要介護認定に係る業務がある。

(イ) 介護保険法は、高齢者をはじめ要介護状態にある者に対し、介護サービスを

提供する制度である。保険証1枚で受給ができる医療保険制度とは異なり、保険料を納付しても、介護保険制度によって介護サービスの提供の対象者及び保険によって給付される範囲は限定される。それを決するのが、「要介護認定」なる行政処分である。

(ウ) 要介護認定は、介護サービス受給を希望する被保険者が、保険者である市町村に自ら申請を行うことで手続が開始される。申請を受け付けた市町村は、申請者に対する訪問調査を行うとともに、主治医の意見書を求める。訪問調査の結果と主治医の意見書を基に、市町村の設置する介護認定審査会において要介護度の判定が行われる。市町村は、介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定の決定を行う。「自立」と判断されると介護サービスを受給することはできない。また、要介護認定がされた場合でも、その結果によって給付対象の介護サービスの種類や量が決められる。

(エ) 以上のように、要介護認定は介護サービスの受給に決定的な影響を与える。要介護認定の決定は京都市が行うとしても、介護保険法第27条第5項及び第7項によると、市町村は、介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき決定することとされており、介護認定審査会の審査及び判定を変更する裁量権は市町村にないと解される。

したがって、要介護認定においては、介護認定審査会における審査のための資料作成等が非常に重要な役割を果たすことになる。介護認定審査会の委員に配布されている「介護認定審査会委員テキスト」（平成30年4月作成）においても、介護認定審査会事務局の役割は、「認定調査員や主治医の情報を、できる限り正確かつ漏れなく意思決定の場である介護認定審査会に伝達する」ことであり、「具体的には、認定調査の内容に関して介護認定審査会委員から提示される各種の疑義に対応して認定調査員への問合せを行うほか、基本調査の誤りや特記事項との不整合を事前に認定調査員に確認するなどの作業が想定され」とされている。そして、どのように判断して確認したのかということは、行政処分につながる判定結果を左右するものであることから、これは公務として行うべき業務であるといえる。

(オ) 民間委託以前、要介護認定に係る業務を行っていたのは、京都市に雇用され、各区役所に配置されていた公務労働者であった。担当職員は、申請に当たって

市民の相談に乗り、訪問調査日程を調整し、意見書を主治医に書いてもらう。調査書・意見書が送付されてきたら、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課に送付する。後に、同課より返送されてくる介護認定審査会資料を読み込み、全体の整合性等を確認し、追加的に知るべきことを担当のケアマネジャー等から聴取する。そのうえで、介護認定審査会に出席し、報告する。この一連の作業において必要なのは、申請者たる市民の生活実態、地域・家族の状況を書類から読取り、必要であれば追加聴取も行い、介護サービスの必要性について科学的知見をもって検討する専門性である。そして、この作業は、介護認定審査会の審査に影響を及ぼす作業であるといえる。

- (カ) しかしながら、本件コンソーシアムの作成した本件業務の企画提案書について請求人の一人が行った公文書公開請求に関し、令和2年11月9日に、本件コンソーシアムの代表であるパーソルテンプスタッフ株式会社が京都市情報公開・個人情報保護審査会に提出した意見書において、同社は、受託したのは「裁量の余地のないテクニカルな業務」であると主張している。上記のように、本件業務は、行政処分に大きな影響を与えるものであり、その認識自体誤りである。つまり、京都市は行政処分の決定を左右する公務として行うべき業務であり、同時にもっとも専門性の求められる業務を、「テクニカルな業務」であると誤った評価しか行えない民間企業に委託してしまっているものであり、その行為自体が市民の利益を脅かすものであって不当であるといえる。

#### イ 公募型プロポーザルへの応募が1者のみであった件

- (ア) 本件契約は、随意契約によって締結されており、なおかつ公募型プロポーザルが用いられている。

複数の業者からの企画提案書を審査し、業務委託先を選定する同方式は、複数の事業者が参加してこそ意味がある。しかし、本件契約は1者だけの公募で締結されており、複数参加の場合には、さらに委託料が低廉になったことは容易に想定されるため、1者のみで契約を締結することは不当であり、市財政へ損害を与えた。

- (イ) そもそも、地方自治法（以下「法」という。）上、業務委託先の選定は、競争入札が原則であり、みだりに随意契約で委託することは議会での確認が不要となる。公募型プロポーザルを用いた随意契約は、当該契約行為の妥当性につ

いて市民がチェックすることを困難にし、支出額の妥当性についても不可視化する。

加えて、本件においては、京都市が自ら定めた公募型プロポーザルのルールに則<sup>のつと</sup>った取扱いがなされていない可能性がある。京都市の策定した「プロポーザル等実施手続ガイドライン」（平成27年3月2日行財政局財政担当局長決定。以下「ガイドライン」という。）には、「プロポーザル等により契約の相手方を選定した場合にあっては、速やかに、その結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するものとする。」とある。しかし、京都市情報館（京都市の公式ホームページをいう。以下同じ。）に公開されているのは、受託候補者及び評価点のみであり、これでは「選定した理由」が市民に分かるように説明されていることにはならないと考える。

ウ 本件契約書では京都市が本件コンソーシアムに委託する業務の内容や条件が明らかではない件

本件契約書には、契約の内容を詳細に規定するための「介護認定及び給付に係る業務委託仕様書」が添付されているが、その内容は、公募型プロポーザルの募集（令和元年8月5日に行われたもの。以下「本件プロポーザル」という。）の際に募集要項に添付されていた「介護認定及び給付に係る業務委託プロポーザル仕様書」と全く同一のものになっている。そのため、例えば、「第2 委託業務の内容」については「仕様書に記載のない事項についても、積極的に提案すること。」とされており、委託業務の内容を規定するものにはなっていない。また、「調査票・意見書の確認方法や確認内容については、人員や方法等を具体的に提案すること。」とされているため、本件契約書では、介護認定に関わる非常に重要な資料の確認が適正にされるのかどうか確認できない。契約書に委託内容を明示しないことはあり得ず、また、委託業務の実施方法について明確にされていないことで、本件契約が法第1条の2第1項及び第2条第14項に反していないかどうかの判断もできない。このように、本件契約自体の正当性に疑義があり、これに基づく委託料の支出は違法又は不当なものである。

### 3 事実証明書の目録

- (1) 委託契約書
- (2) 介護認定及び給付に係る業務委託仕様書

- (3) 介護認定及び給付に係る業務委託プロポーザル仕様書
- (4) 意見書（令和2年11月9日に、パーソルテンプスタッフ株式会社が、京都市情報公開・個人情報保護審査会に提出したもの）
- (5) 介護認定及び給付に係る業務委託に関する受託候補者の選定結果について
- (6) プロポーザル等実施手続ガイドライン
- (7) 随意契約締結結果報告書
- (8) 要介護認定 介護認定審査会委員テキスト
- (9) 令和2年10月3日付け京都新聞朝刊

## 第2 要件審査

本件契約の締結は、令和元年10月11日に行われており、法第242条第2項に定める監査請求期間（当該行為があった日又は終わった日から1年）を徒過している。

そこで、以下、本件請求が同項に規定する請求要件を満たすかどうかについて検討する。

### 1 公金の支出に係る監査請求期間の考え方について

- (1) 法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとし、監査請求の期間（当該行為があった日又は終わった日から1年）を定めている。

しかしながら、財務会計上の行為が秘密裡になされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合など、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にもその趣旨を貫くことは相当ではないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても監査請求をすることができるようにしている（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

- (2) また、公金の支出は、具体的には支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）及び支出命令がなされ、その後に支出がなされることによって行われるものである（法第232条の3及び第232条の4第1項）。支出負担行為、支出命令及び支出は、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるものの、互いに独立

した財務会計上の行為というべきものであり、法第242条第2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものであると解されている（最高裁平成14年7月16日第三小法廷判決参照）。

## 2 本件における検討

本件請求に係る請求書及び事実証明書によると、本件請求の対象とされている財務会計上の行為は、本件業務の委託に係る支出負担行為（本件契約の締結。以下「本件支出負担行為」という。）及び支出命令（今後行われる予定のものを含む。以下「本件支出命令」という。）であると解される。そこで、上記1(2)で述べたところに基づき、本件請求が同項に規定する請求要件を満たすかどうかについて各別に検討する。

### (1) 本件支出負担行為について

ア 先述のとおり、本件支出負担行為は令和元年10月11日に行われているため、本件請求は、この財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に提出されたものと認められる。

イ 請求人は、本件支出負担行為たる本件契約の締結が違法又は不当であると主張しているところ、本件請求が本件契約の締結から1年を経過した後に提出されていることについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」を説明していない。

一方、本件請求に関しては、

① 市会の教育福祉委員会（令和元年11月13日）、令和元年11月市会の代表質問（同年12月4日）等において、本件業務の民間委託に関し、本件契約が締結されたことを前提とした議論がなされていたこと

② 令和2年10月3日付け京都新聞朝刊（本件請求に係る事実を証する書面として請求人から提出されたもの）において、京都市が本件業務を民間委託してから半年余りが経過したことが掲載されていたこと

が認められる。

さらに、京都市は、令和元年9月13日付けで受託候補者の選定結果を、令和2年1月8日付けで本件業務の民間委託に係る京都市の見解を、それぞれ京都市情報館に掲載しており、本件契約に関する情報の発信を行っていたことが認められる。

よって、相当の注意力をもって調査をすれば本件支出負担行為の存在又は内容

を知ることができたと認められる。

ウ 以上から、本件請求のうち本件支出負担行為に係る部分は、監査請求期間の徒過について、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件請求のうち、本件支出負担行為を対象とする部分については、請求要件を満たしていないものとしてこれを却下する。

## (2) 本件支出命令について

本件支出命令のうち、既に支出している令和元年度分及び令和2年度分の委託料に係る部分については、後述のとおり、いずれも本件請求がなされた日から1年内になされていることから、今後支出することが見込まれる委託料（令和3年度以降の分）に係る部分と併せて監査を実施することとする。

## 第3 監査の実施

本件請求のうち、本件支出命令に係る部分について、京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第5項）

### 2 監査の対象

本件支出命令

なお、本件支出負担行為は、本件監査の対象となる本件支出命令の原因となる行為であることから、本件支出命令の違法性又は不当性を判断するために必要な範囲に限り、その違法性・不当性を検討した。

### 3 監査の着眼点

監査の対象となる行為の違法性又は不当性

### 4 監査の主な実施内容

- (1) 請求人及び関係職員（保健福祉局の職員をいう。以下同じ。）から陳述を聴取した。
- (2) 関係職員に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

### 5 監査の実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間 令和3年4月12日から同年5月17日まで



(2) 実施場所 監査事務局執務室

6 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年4月21日に請求人A及び請求人Bから陳述を聴取した。その要旨は次のとおりであるが、請求の要旨と同じ内容の陳述については、適宜省略した。

また、請求人の陳述の聴取の際、法第242条第8項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

(1) 請求人Aの陳述

ア 本件契約による公金支出を違法・不当とする主張の根拠は、第1に、本件プロポーザルへの応募が1者のみであったことから、委託料がより低廉となった可能性が潰<sup>つ</sup>え、市財政に損害を与えた点である。

本件契約は、公募型プロポーザルを用いた随意契約によって締結された。公募型プロポーザルは、複数の事業者の企画提案書を審査し、委託先を選定するものであり、複数の事業者が参加してこそ意味がある。

しかし、本件契約は1者のみの公募で締結された。複数の事業者が参加した場合には、さらに委託料が低廉になったことは容易に想定されるため、1者のみで契約を締結することは制度の趣旨に則<sup>のつと</sup>った取扱いではなく、市財政へ損害を与えた。

イ 第2に、本件業務の委託先を選定した理由が市民に説明されていない点である。

業務委託先の選定は競争入札が原則であり、みだりに随意契約で委託することは制限されている。法は、随意契約ができる場合を厳格に定めているが、本件業務の民間委託は、地方自治法施行令（以下「法施行令」という。）第167条の2第1項に掲げられた9項目のうち、どれに該当したのかが不明である。

大阪府の「随意契約の可否について」なるQ&Aには、次のような記載がある。すなわち、随意契約の濫用は、長い目でみると、地方自治体に大きな損失を与える可能性がある。法が、地方自治体の契約手法について、一般競争入札を原則としているのは、機会の均等や競争性、経済性の面で、他の契約手法より優れているからである。これをないがしろにすれば、特定の業者に契約が集中したり、品質が低下したり、価格が高止まりし納税者の負担が増えるなどの事態を招き、社会全体に損失をもたらす可能性がある。随意契約は、原則を離れ、一般競争入札

よりも社会全体にとって利益となる場合のみに限られるということが9項目で設定されている意図である。法の趣旨を踏まえ、随意契約の要件に当てはまるかどうかは慎重に判断すべきである。

ウ 第3に、本件契約書に委託する業務の内容が記載されていない点である。

本件契約に係る仕様書は、本件プロポーザルに係る仕様書の表紙を差し替えたのみで、内容は全く同一のものである。そのため、委託料の支出の根拠である本件契約書は、契約書の体裁をなしておらず、契約自体の正当性に疑義を生じさせるものである。そのような契約に基づく委託料の支出が、違法・不当なものであることに疑問の余地はない。

## (2) 請求人Bの陳述

ア 介護保険法は、高齢者をはじめ、要介護状態にある者に対し、介護サービスを提供する制度である。

「要介護認定」は、介護サービス受給を希望する被保険者が、保険者である市町村に自ら申請を行うことから手続が開始される。申請を受け付けた市町村は、申請者に対する「訪問調査」（これは委託可能である。）を行うとともに、「主治医意見書」を求める。訪問調査結果と主治医意見書を資料に、市町村の設置する介護認定審査会において、要介護度が決定される。「自立」と判定されると介護サービスを受給することはできない。

以上のように、要介護認定は介護サービスの受給に決定的な影響を与える。京都市が本件コンソーシアムに委託したのは、正にそれに係る業務である。

イ 業務委託以前、要介護認定に係る業務を担っていたのは、京都市に直接雇用され、各区役所・支所に配置されていた公務労働者であった。うち、少なくない職員が何らかの専門資格を保持していた。当時の職員の業務の流れは、次のようなものである。

- ① 担当職員は、申請に当たって市民の相談に乗る。
- ② 訪問調査日程を調整し、主治医に意見書を書いてもらう手配をする。
- ③ 調査書・意見書が送付されてきたら、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課に送付する。
- ④ 同課から返送された、整理された資料を読み込み、全体の整合性を確認する。
- ⑤ 追加的に知るべきことを担当の介護専門支援員（ケアマネジャー）等から聴

取する。

⑥ 介護認定審査会に出席し、報告する。

この一連の作業において必要なのは、申請者たる市民の生活実態、地域・家族の状況を書類から読み取り、必要であれば追加聴取も行い、介護サービスの必要性について科学的知見をもって検討する専門性である。

この業務の在り方いかんでは、要介護認定の結果に重大な影響を及ぼし得るのであり、これは、誰がどう見ても市民の「生命、身体、健康、生活」を左右する業務であり、行政処分の決定内容に大きな影響を与えている。

ウ そもそも、行政処分を一私企業が行うことは許されないはずである。本件業務は決定行為の内容を左右し得るものであり、本来、京都市自身が行うべき行政処分の少なくとも一部を民間企業に委ねられてしまっているのが、京都市における現在の状態である。

エ さらに問題は、京都市が本件業務を民間委託した結果、市民サービスの低下が指摘できるケースが発生していることである。

民間委託されて以降、緊急対応等の状況に応じた適切な対応ができなくなっているということが、介護事業者から指摘されている。

その結果として、末期がん患者が認定申請をしたのに給付が受けられないまま亡くなれるという事例がいくつも起きている。民間委託前であれば、区役所・支所の窓口において、緊急性が高いことを認識したらすぐに訪問調査の日程調整を行うなどの対応を行っていたが、民間委託後は、郵送申請が基本であること、受付担当と訪問調査を依頼する担当が別であり、委託事業者の業務の流れが細切れになっていること等から、書類上緊急の対応が必要と記載されていたとしても訪問調査の実施までに日数がかかってしまう。そして、訪問調査前に亡くなった場合は、介護認定ができないため介護給付も受けられないことになる。暫定的に介護サービスを受けていた場合は、全額自費負担となるか、事業者が家族に請求できないからと事業者が負担せざるを得なかったという事例も報告されている。これは、私たちがかねてから指摘してきた事態である。こうしたことが1件でも起こってしまうならば、今回の民間委託そのものが不当なものであり、それに基づく支出を認めるわけにはいかない。

## 7 関係職員の陳述

(1) 関係職員に対し、令和3年4月21日に陳述の聴取を行った。その要旨は、次のとおりである。

また、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人A、請求人B及び請求人Cが立ち会った。

ア 本件業務の民間委託自体が不当であるという点について

本件業務の民間委託については、高齢化の進展に伴い要介護認定者数が増加していく中、専門的な業務と、そうでない業務に切り分け、担い手の確保が難しい専門職である介護支援専門員の方等が、集中的に専門的な業務を担っていただくことにより、将来にわたって対応できる執行体制を確保するため、令和2年4月から開始している。

介護認定及び給付に関する業務のうち、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付、被保険者台帳等への記載に関する業務（端末への入出力の操作を含む。）、被保険者証等の作成に関する業務、被保険者証等の引渡し業務、介護認定審査会での介護認定審査判定のための審査会資料の作成、資料送付の準備、審査会事務局の業務等の法的に委託可能な業務を民間委託している。

請求人のいう、介護認定審査会での介護認定審査判定のための審査会資料の作成等の業務については、具体的には、調査項目の誤りや特記事項等との不整合を認定調査員に事前確認等を行うことが含まれる。この業務は、厚生労働省が作成した「介護認定審査会委員テキスト」や「要介護認定 認定調査員テキスト」において国が定める定義に該当するかどうかを確認する作業であり、委託・直営に関係なく同じ基準で行うものである。

訪問調査票や主治医意見書等の資料を読み取るための専門的な知識を必要とされることはあっても、要介護認定につながる個別の判断を行わせてはならず、総務省が「民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲」として示している事実上の行為や補助的業務に当たるものであり、委託可能な業務と認識している。行政処分である介護認定及び給付に係る決定行為は、これまでどおり本市が責任を持って行っており、委託業務を含め適法に実施している。

なお、この民間委託により、要介護認定の申請から結果が出るまでの平均処理日数が、令和2年度は37.7日となり、令和元年度の47.8日と比較して10日程度短縮され、市民サービスの向上に大きくつながっている。

イ 公募型プロポーザルへの応募が1者のみであったという点について

本件業務は、価格だけでなく、業務を履行できる能力や経験等が円滑な業務遂行に大きく影響することから、法施行令第167条の2第1項第2号に規定する契約の性質又は目的が競争入札に適さないものであるとして、公募型プロポーザル方式を用いた。

ガイドラインでは、「公募を行った上で、プロポーザル等に参加する者が一社のみであっても、プロポーザル等が成立する取扱いとすることは可能」と規定されている。この規定を踏まえ、審査基準等に照らして慎重かつ適正に審査を行った結果、優れた提案であると判断したことから、本件コンソーシアムを委託事業者として選定したものである。

また、委託事業者の公表については、ガイドラインにおいて「その結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する」と規定されていることを踏まえ、参加事業者及び評価点を公表している。

この「その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報」とは、点数以外で評価している場合に公表される事項とされている。本件審査は点数で評価していることから、ガイドラインの規定どおり、「事業者名及び評価点」を公表しているものである。

ウ 本件契約書では京都市が本件コンソーシアムに委託する業務の内容や条件が明らかではないという点について

本件契約は、令和5年度末までの長期継続契約であり、契約を締結した令和元年度は、令和2年4月からの本件業務の開始までの事前準備として業務構築を行う期間としている。委託事業者がプロポーザル実施時に提案した内容や、契約締結後に提案した仕様書に記載のない事項は、この業務構築の中で随時取り入れながら業務の実施方法を確立し、令和2年4月から認定給付業務の委託を開始しており、請求人の主張は当たらないものと考えている。

エ 業務委託により郵送申請を原則としたことで、緊急対応ができないという点について

緊急対応に関して、窓口での受付体制を確保し、訪問調査を緊急で実施することができるよう、職員体制を確保するなどしている。申請から複数のプロセスを経て決定に至るような業務については、申請から決定までに時間が掛かるため、

委託・直営に関係なく、同種の課題を抱えており、請求人の主張は、業務委託に起因するものではないと考えている。

(2) 関係職員の陳述に関する請求人の意見

関係職員が行った陳述に関し、これに立ち会った請求人Bが意見を述べた。当該意見の要旨は、次のとおりである。

ア 委託した事業者の公表について、点数を示しているので問題がないとのことであったが、事業者の提案をどのように審査をし、どのような内容を京都市として素晴らしいものであると判断をしたのかは、点数だけを見ても市民には絶対に分からないと考える。京都市民の浄財を使って業務委託をするということであれば、事業者がどのような提案をし、京都市がその提案に対してどのように考えて、サービスを低下させずに業務委託ができるものと判断をしたのかという説明は、最低限行われるべきであると思う。この点から、ガイドラインの規定に則<sup>のつと</sup>っているので問題はないと主張されていることは、極めて問題であるとする。

イ 本件契約に係る仕様書と本件プロポーザルに係る仕様書が同一であることは問題がないということであった。しかし、本件プロポーザルに係る仕様書は、本件プロポーザルの際に、このようなことを考えてくださいということを公募する企業に示したものであり、実際に何を契約したのかが本件契約に係る仕様書には書かれていないということは問題であるとする。市民目線から見て、納得のできる説明ではないとする。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実関係

(1) 本件契約について

ア 令和元年8月5日、京都市は、本件業務の委託先を選定するに当たり、本件プロポーザルを実施した。

イ 令和元年9月13日、京都市は、本件プロポーザルの結果、本件コンソーシアムを本件業務の受託候補者として選定した。

ウ 令和元年10月11日、京都市は、本件コンソーシアムと随意契約により、介護認定及び給付に関する業務委託契約（本件契約）を締結した。

(2) 本件契約書における委託料の支払に関する規定について

ア 令和元年度分は、準備事務完了報告書の提出を基に、検収を実施し、支払を行

う。

イ 令和2年度分以降は、各年度の委託金額を分割し、月次業務実績報告書を基に毎月一定額の支払を行う。

(3) 本件支出命令について

京都市長は、本件契約に基づく委託料につき、本件支出命令を行った（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進担当課長専決）。本件支出命令日は、次のとおりである。

	支出命令日
令和元年度分	令和2年4月9日
令和2年4月分	5月21日
5月分	6月12日
6月分	7月14日
7月分	8月12日
8月分	9月11日
9月分	10月13日
10月分	11月11日
11月分	12月10日
12月分	令和3年1月18日
令和3年1月分	2月10日
2月分	3月11日
3月分	4月9日

## 2 判断及び結論

(1) 支出命令の違法性の判断基準

ア 本件監査の対象である本件支出命令は、支出負担行為たる本件契約の債務の履行としてなされたものである。

イ 支出負担行為と支出命令は互いに独立した財務会計上の行為であるから、普通地方公共団体が支出負担行為となる契約を締結して債務を負担した場合には、相手方に対する債務を解消することができる場合でない限り、支出命令により債務の履行をしなければならない（盛岡地裁平成31年1月17日判決参照）。

ウ しかし、普通地方公共団体が締結した支出負担行為である契約が私法上無効である場合には、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該無効な契約に基づく債務の履行として支出命令をしてはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、当該職員がその義務に違反して支出命令をすれば、その支出命令は違法なものになるというべきである（最高裁平成20年1月18日判決参照）。

エ また、普通地方公共団体が締結した支出負担行為である契約が私法上無効ではない場合であっても、それが違法に締結されたものであり、かつ、以下のいずれかに該当する場合には、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなると解するのが相当である（最高裁平成25年3月21日判決参照）。

- ① 当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているとき
- ② 当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に依ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるとき

オ これらを踏まえると、債務の履行として行う本件支出命令の違法性又は不当性を判断するに当たっては、まず、本件契約について、請求人の主張に照らして、私法上無効であるとする事情や違法に締結されたとする事情が存するかどうかを検討すべきである。

(2) 介護保険法の趣旨に照らし、本件業務の民間委託自体が不当であるとの主張について

ア 請求人は、本件業務のうち、介護認定審査会における資料作成に係る業務（以下「本件資料作成業務」という。）は、要介護認定という行政処分の決定に影響を与えることから、介護保険法の趣旨に照らし、民間委託をすることが不当である旨主張している。

イ 地方公共団体が業務を委託するかどうかは、これを禁止する特段の定めがない限り、社会的、経済的要因その他の諸般の事情を考慮した政策的見地からの長の合理的裁量に委ねられているものと解される。しかしながら、業務を委託するこ



とした長の判断に裁量権の著しい逸脱又は濫用があり、法第2条第14項、地方  
財政法第4条第1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に  
は、業務委託契約は私法上無効となるものと解される（前掲最高裁平成20年1月  
18日判決参照）。

したがって、かかる請求人の主張から本件支出命令が違法又は不当となるのは、  
本件業務の民間委託を禁止する介護保険法の規定が存する場合（論点①）又は本  
件業務を委託することとした京都市長の判断が著しく合理性を欠く場合（論点②）  
である。

ウ 論点① 本件業務を民間委託することを禁止する介護保険法の規定が存するか

(7) 関係職員は、本件業務について、次のように説明する。

a 本件契約に基づき委託した業務の内容は、次のとおりである。

- ① 介護保険関係の各種届出書・申請書の受付
- ② 被保険者台帳等への記載に関する業務（端末への入出力の操作を含む。）
- ③ 被保険者証等の作成及び引渡しに関する業務
- ④ 介護認定審査会での介護認定審査判定のための資料の作成（本件資料作  
成業務）
- ⑤ 介護認定審査会事務局の業務

b 要介護認定につながる個別の判断は行わせておらず、総務省が「民間事業  
者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲」として示している事実上の  
行為又は補助的業務に当たるものであり、委託可能な業務であると認識して  
いる。

c 請求人が特に問題としている本件資料作成業務（上記a④）は、介護支援  
専門員から提出された訪問調査票及び主治医から提出された意見書をシス  
テムに取り込んで、厚生労働省の定める様式に合致するように資料を作成す  
る業務である。

d 行政処分である介護認定及び給付に係る決定行為は、これまでどおり本市  
が行っている。

(i) この点に関する判断は、以下のとおりである。

a 介護保険法には、要介護認定は市町村において行う旨が規定されている  
（第27条第7項及び第9項）ものの、要介護認定に係る事実上の行為又は補

助的業務の民間委託を禁止することについて、何ら定めはない。

- b 上記(ア)の関係職員の説明を踏まえると、本件資料作成業務を含め、本件業務は、それ自体が直接市民の権利義務に影響を及ぼすものではなく、また、必ずしも京都市職員において実施する必要のない業務、すなわち、事実上の行為又は補助的業務であると認められる。

また、要介護認定の決定そのものは引き続き京都市において行われており、請求人が主張しているように、本件資料作成業務が介護認定審査会の判断に影響を与え、この判断に基づいて京都市が行う要介護認定の結果が左右されるという事情も見受けられない。

- c よって、本件資料作成業務を含め、本件業務が、介護保険法に照らして民間委託することができない業務であるとは認められない。

エ 論点② 本件業務を委託することとした京都市長の判断が著しく合理性を欠くか

(ア) 関係職員は、本件業務の民間委託について、次のとおり説明する。

- a 高齢化の進展に伴い要介護認定者数が増加していく中、専門的な業務と、そうでない業務に切り分け、担い手の確保が難しい専門職である介護支援専門員が専門的な業務を集中的に担うことにより、将来にわたって対応できる執行体制を確保するため、本件業務を民間委託することとした。

- b 認定給付嘱託員等の職の廃止に伴う人件費の削減、集約・委託化した事務に従事していた職員を他の業務に従事させたこと等により、一定の財政効果が生じる見込みである。今後も、高齢化の進展に伴い要介護認定者等は増加する見込みのため、以前のように非常勤嘱託員を増員することで業務増に対応するよりも、経年で財政効果は拡大していくと考えている。

- c 本件業務の民間委託により、要介護認定の申請から結果が出るまでの平均処理日数が、令和2年度は37.7日となり、令和元年度の47.8日と比較して10日程度短縮され、市民サービスの向上に大きくつながっている。

(イ) この点に関する判断は、次のとおりである。

- a 「介護サービスの利用状況について」（令和2年度京都市高齢者施策推進協議会（令和2年6月開催）の資料）によると、京都市における要支援・要介護認定者の認定率（高齢者人口に占める割合）は、22.51パーセント（平成31年4月末時点）である。これは全国平均の18.32パーセントを上回る数

値であり、介護支援専門員の確保が難しいとする状況を踏まえると、京都市においては、要介護認定に係る持続可能な執行体制を確保する必要性があったといえる。

- b 一方、京都市は、本件契約が締結された令和元年10月11日時点においても、不足する財源を公債償還基金の計画外の取崩しにより補填する等極めて厳しい財政状況にあった。そのため、前記の要介護認定に係る持続可能な執行体制を確保するに当たっては、それが持続可能な財政運営に資するものであることが前提条件とされていたといえる。

そして、京都市基本計画の下位計画である「「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージ（平成28（2016）～32（2020）年度）」では、持続可能かつ機動的な財政運営の確立に向け、必要な部署には必要な人員を配置する一方、「民間にできることは民間に」を基本とした民間委託による業務の見直しを行い、人件費を削減することを掲げている。

- c 本件業務の民間委託により、介護支援専門員が実施する必要のある専門的業務に集中して人材を配置することが可能となり、また、人件費の削減等一定の財政効果も見込まれるとすると、本件業務の民間委託は、同基本計画にも合致するものであるといえる。

また、請求人は陳述において、本件業務の民間委託により緊急対応等の状況に応じた適切な対応ができなくなっている旨も主張しているが、関係職員が陳述したところによると、緊急対応に関しては、本件業務の民間委託後も、窓口での受付体制及び訪問調査を緊急で実施することができるような職員体制を確保しており、緊急対応に関する課題が本件業務の民間委託により生じているとは認められない。そうすると、本件業務の民間委託後には、要介護保険の認定給付業務に掛かる事務処理日数が短縮されている点も含め、市民サービスの低下は認められない。

- d よって、本件業務を委託することとした京都市長の判断が著しく合理性を欠くとは認められない。

オ ところで、請求人は、本件業務を「裁量の余地のないテクニカルな業務」であると誤った評価しか行えない民間企業に委託しており、違法又は不当である旨も主張しているが、上記ウ(イ) b のとおり、本件業務は事実上の行為又は補助的業務

であると認められるから、この主張は失当である。

カ よって、かかる請求人の主張からは、本件契約が私法上無効であるとする事情や、違法に締結されたとする事情が存するとは認められない。

(3) 公募型プロポーザルへの応募が1者のみであったとの主張について

請求人は、本件契約が公募型プロポーザル方式により締結されたところ、公募型プロポーザルは、複数の事業者が参加してこそ意味があり、複数参加の場合には、さらに委託料が低廉になったことは容易に想定されるため、1者のみで契約を締結することは不当であり、市財政へ損害を与えた旨主張しているが、これは、①本件契約の締結に当たり公募型プロポーザル方式を選択したこと及び②本件プロポーザルの参加者が1者のみであったにもかかわらず契約を締結したことの2点を、本件契約の無効事由又は違法事由として主張しているものと解される。

以下、これらの主張の当否について検討する。

ア 本件契約の締結に当たり公募型プロポーザル方式を選択したことについて

(ア) この点について、関係職員は、次のとおり説明する。

a ガイドライン第1項第1号には、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」については、プロポーザル等により、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定するものとする。」とある。

b 本件業務は、価格だけでなく、業務を履行できる能力や経験等が円滑な業務遂行に大きく影響することから、法施行令第167条の2第1項第2号の規定及びガイドラインの上記規定に基づき、公募型プロポーザル方式で実施した。

(イ) この点に関する判断は、次のとおりである。

a 本件契約の締結に当たり公募型プロポーザル方式を選択したことは、以下のとおり、ガイドラインの上記規定に適合しているものと認められる。

- (a) 本件業務の効果的かつ効率的な遂行のためには、価格だけでなく、業務を処理することができる能力や経験等を評価して、業務委託先を選定する必要があることは明らかである。さらに、本件契約が、予定価格の総額1,872,212,000円と非常に大規模なものであることを踏まえると、業務委託先の選定に当たっては、それに見合うだけの人的又は物的な体制を有しているか否かを評価する必要があると認められる。
- (b) 本件業務には、各種マニュアルの作成、認定及び給付の事務に対して必要とされる要員の育成、システム構築等、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難であると認められる内容が含まれている。
- b また、地方自治法上の原則的な方法（法第234条第2項）である一般競争入札によった場合は、価格のみによって契約の相手方が決まり、業務を履行できる能力や経験等を評価することができないから、本件においては不適切である。
- c よって、本件契約の締結に当たり公募型プロポーザル方式を選択したことについては、何らの違法性も認められない。
- (ウ) なお、請求人は、業務委託先の選定は競争入札が前提であり、みだりに随意契約で委託することは議会での確認が不要となる旨主張している。
- しかし、仮に本件契約が競争入札によって締結された場合でも議会の議決は不要であり（法第96条第1項及び第2項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条並びに京都市会基本条例第18条第1項参照）、この主張は失当である。
- イ 本件プロポーザルの参加者が1者のみであったにもかかわらず契約を締結したことについて
- (ア) 公募型プロポーザルを実施する趣旨に照らせば、複数の事業者が参加することが望ましいことは所論のとおりであるが、そもそも、公募型プロポーザルに参加するか否かは各事業者の自由であるから、公募型プロポーザルを適切に実施した結果、参加者が1者のみであることも当然生じ得る。これは、一般競争入札によった場合と同様であり、それゆえ、ガイドライン第3項第6号が「公募を行った上で、プロポーザル等に参加する者が一社のみであっても、プロポーザル等が成立する取扱いとすることは可能とする。」としているものと解

される。

なお、本件プロポーザルの実施が本件会社以外には告知されず、その結果、本件会社のみが本件プロポーザルに参加したというのであれば、本件プロポーザルについては本件契約の違法性が問われ得るが、京都市情報館で広く参加を募っていたことは明らかであるから、この点は問題とする余地がない。

(イ) そして、公募型プロポーザルの参加者が結果的に1者のみであった場合であっても競争原理は働いており、参加者は他の事業者との競争を想定した価格を提示する必要があるから、複数の参加者があれば委託料が低廉になるということとはできない。なぜなら、参加者は、企画提案書とともに見積書を提出する時点では、自身のほかに参加者がいないことを知り得ないからであり、これも、一般競争入札によった場合と同様である。請求人の主張するところは、特定の1者のみと交渉し締結する随意契約については成り立ち得ても、公募型プロポーザル方式の随意契約である本件契約については成り立ち得ない。

(ウ) よって、本件プロポーザルの参加者が1者のみであったにもかかわらず契約を締結したことについては、何らの違法性も認められない。

ウ よって、かかる請求人の主張からは、本件契約が私法上無効であるとする事情や、違法に締結されたとする事情が存するとは認められない。

(4) 本件コンソーシアムを本件契約の相手方として選定した理由が示されていないとの主張について

ア 請求人は、本件契約の無効事由又は違法事由として、本件プロポーザルの参加者の名称及び評価点が公表されているのみであり、「契約の相手方を選定した理由」が公表されておらず、ガイドラインに<sup>のつと</sup>則った取扱いがなされていない可能性があることを指摘している。これは、「評価点」と共に「契約の相手方を選定した理由」が公表されていないことをもって、本件契約の無効事由又は違法事由として主張しているものと解される。

確かに、ガイドライン第5項には「プロポーザル等により契約の相手方を選定した場合にあっては、速やかに、その結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するものとする。」とある。

しかし、法令文の通常の読み方に従えば、同項によって公表することが義務付けられている事項は、①「結果」、②「参加した事業者」及び③「評価点その他の

契約の相手方を選定した理由」の3点であり、「評価点」は「契約の相手方を選定した理由」の代表的な例示である。「評価点」と共に「契約の相手方を選定した理由」の公表が義務付けられているものではない。

この点、本件においては、「結果」、「参加した事業者」及び「評価点」を公表していることから、ガイドラインに則<sup>のつと</sup>った取扱いがなされているといえる。

よって、「契約の相手方を選定した理由」が公表されていないという請求人の主張は失当である。

イ 請求人は、「公募型プロポーザルを用いた随意契約は、当該随意契約の妥当性について市民がチェックすることを困難にし、支出額の妥当性についても不可視化する」としたうえで、本件契約に係る随意契約締結結果報告書においても、本件コンソーシアムを契約の相手方として選定した理由として「公募型プロポーザルを実施し、提案内容評価表に基づき審査した結果、高い評価を得たため」と記載されているにとどまると指摘するとともに、陳述において、本件契約に係る随意契約の根拠となる法令が法施行令第167条の2第1項各号に掲げる理由のいずれであるか不明である旨述べている。そうすると、請求人は、本件契約に係る随意契約の根拠が同項各号に掲げる理由のいずれであるか不明であることをもって、本件契約の無効事由又は違法事由として主張しているものと解される。

しかし、本件契約に係る随意契約締結結果報告書には、本件契約が法施行令第167条の2第1項第2号に基づくものであることが明記されており、また、前述(2)(3)ア)のとおり、本件契約の締結に当たり公募型プロポーザル方式を選択したことについては、何らの違法性も認められないから、この主張自体失当である。

ウ よって、かかる請求人の主張からは、本件契約が私法上無効であるとする事情や、違法に締結されたとする事情が存するとは認められない。

(5) 本件契約書では京都市が本件コンソーシアムに委託する業務の内容や条件が明らかではないとの主張について

ア 請求人は、本件契約書に係る仕様書は、本件プロポーザルに係る仕様書と内容は全く同一のものであり、「仕様書に記載のない事項についても、積極的に提案すること。」とされており、委託業務の内容を規定するものにはなっておらず、また、「調査票・意見書の確認方法や確認内容については、人員や方法等を具体的に提案すること。」とされており、本件契約書では、介護認定に関わる非常に

重要な資料の確認が適正にされるのかどうか確認できない旨主張している。

イ 関係職員は、本件業務について次のとおり説明する。

- (ア) 本件プロポーザルに係る仕様書に記載した業務内容は、本件契約時においても変わりはないため、本件プロポーザルと同じ内容の仕様書で契約を締結した。
- (イ) 本件契約を締結した令和元年度は、令和2年4月からの委託業務の開始までの事前準備を行う業務構築の期間としている。
- (ウ) 本件コンソーシアムが本件プロポーザルの際に提案した内容や契約締結後に提案した仕様書に記載のない事項は、業務構築の期間中に随時取り入れながら、業務の実施方法を確立した。

具体的には、本件プロポーザルの際に、調査票・意見書に係る確認の実施方法について提案があり、本件契約締結後、当該提案に基づき事務フローを具体化した。また、調査員から提出される調査票の不備を減らすための取組として、留意点を公表する等の提案を受け、これを実施した。

ウ この主張に関する判断は、次のとおりである。

確かに、本件契約は、本件プロポーザルと同じ内容の仕様書により締結されている。

しかしながら、本件においては、専門的な能力、経験等を有する事業者からの提案を期待する事項があるため公募型プロポーザル方式が採用されたのであるから、本件契約は、正に「仕様書に記載のない事項についても、積極的に提案すること。」あるいは「調査票・意見書の確認方法や確認内容については、人員や方法等を具体的に提案すること。」を業務委託先に求めるものであると認められる。

そして、事前準備を行う業務構築の期間に、当該条項に基づき、本件コンソーシアムから具体的な提案がなされていることが認められる。

よって、当該条項をもって、委託業務の内容を規定するものにはなっていない、あるいは、介護認定に関わる非常に重要な資料の確認が適正にされるのかどうか確認できないとする請求人の主張は失当である。

エ よって、かかる請求人の主張からは、本件契約が私法上無効であるとする事情や、違法に締結されたとする事情が存するとは認められない。

## (6) 結論

以上のとおり、本件契約について、請求人の主張に照らして、私法上無効である



とする事情や違法に締結されたとする事情が存するとは認められず、上記2(1)エの①及び②の要件を検討するまでもなく本件支出命令は違法又は不当であるとは認められない。

よって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

#### 【参照】関係法令等の内容

##### 1 地方自治法（抄）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

（以下略）

##### 第2条（前略）

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（中略）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（中略）

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下略）

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（支出の方法）

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

(以下略)

(契約の締結)

第234条 (前略)

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(以下略)

(住民監査請求)

第242条 (前略)

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(以下略)

## 2 地方財政法 (抄)

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

(以下略)

## 3 介護保険法 (抄)

(要介護認定)

第27条 (前略)

5 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

(1) 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項

(2) 第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地

域密着型サービス又は第48条第1項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

(中略)

7 市町村は、第5項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

(1) 該当する要介護状態区分

(2) 第5項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

(中略)

9 市町村は、第5項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第1項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

(以下略)

#### 4 地方自治法施行令（抄）

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下略)

#### 5 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格の金額が1件につき400,000,000円以上の

工事又は製造の請負とする。

## 6 京都市会基本条例（抄）

（市会の議決に付すべき事件等）

第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画(地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止
- (2) 姉妹都市盟約の締結
- (3) 通称を命名する権利の付与の対象とする施設(重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。)を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。

(以下略)